

災害復旧支援融資のご案内

区 分	【特別災害】 激甚災害	【一般災害】 左記以外	【災害復旧経営資金】 激甚災害	【教育環境充実資金】 全ての災害
対 象 事 業	建物・構築物・土地等の原形復旧		緊急に必要な資金	
主 な 対 象 要 件	・ 激甚災害法第17条1項に規定され、国から補助金の交付を受けていること	・ 火災の場合は、所轄消防署の「罹災証明書」の交付を受けていること	・ 激甚災害法第2条第1項（本激）の災害により被災した学校法人等が対象 ・ 市区町村長又は消防署長の「罹災証明書」または「被災証明書」の交付を受けていること	・ 全ての災害が対象
金 利	優遇あり	優遇あり	優遇あり	優遇なし
	契約時の金利を適用 ※最新の金利は事業団ホームページ（ https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm ）でご確認ください。			
償 還 方 法 (元金均等返済)	25年以内 (うち据置2年以内)	20年以内 (うち据置2年以内)	7年以内 (うち据置3年以内)	5年6ヵ月以内 (うち据置6ヵ月以内)
融 資 額	次の①～③の中で最も低い額が融資の上限額となります。			
① 事業査定	補助金の額と同額以内	原形復旧事業費の80%以内	対象支出（※）の80%以内 ※ 資金収支計算書の施設関係支出以外の支出計	経費支出の1/2の80%以内
② 資産査定	純資産（貸借対照表の資産－負債）の30%			
③ 担保査定	担保物件の評価額の80%以内			
担 保	土地及び建物（事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要）			
連帯保証人	財務状況等によっては必要			
対 象 校	学校法人・準学校法人が設置する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園、専修学校（【特別災害】は対象外）、各種学校（【一般災害】のみ対象） ※専修学校・各種学校には要件がありますので、詳細はお問い合わせください。			

【お問い合わせ先】 日本私立学校振興・共済事業団 融資部 融資課

メールアドレス：yushi@shigaku.go.jp 電話番号：03-3230-7862・7866